

特別養護老人ホーム「こぶしの里サテライト今宮」 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。

(京都市 第 2690100041 号)

当施設はご契約者に対して指定地域密着型介護老人福祉施設サービスを提供します。
施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

◆◆ 目 次 ◆◆

1. 施設経営法人	2
2. ご利用施設	2
3. 施設の目的と運営方針	2
4. 施設の概要	2
5. 居室の概要	3
6. 職員の配置状況	3
7. 当施設が提供するサービスと利用料金	4
8. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）	7
9. 身元引受人	8
10. 苦情の受付について	9
11. サービス提供中の事故発生時の対応について	10
12. 第三者評価実施状況	10

1. 施設経営法人

法人名	社会福祉法人 七野会
法人所在地	京都市北区大北山長谷町5-36
電話番号	075-465-5095
代表者氏名	理事長 井上 ひろみ
設立年月日	昭和61年6月14日

2. ご利用施設

施設の種類	特別養護老人ホーム こぶしの里サテライト今宮
施設の所在地	京都市北区紫野大徳寺町35番地2
施設の名称	地域密着型介護老人福祉施設 (平成20年2月1日指定)
施設長氏名	服部 裕美
電話番号	075-494-2870
FAX番号	075-495-9311

3. 施設の目的と運営方針

施設の目的	<p>地域密着型介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、ご契約者(利用者)がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に日常生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただき、介護老人福祉施設サービスを提供します。</p> <p>この施設は、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。</p>
運営の方針	<p>その人らしく生きることへの援助をいたします。</p> <p>①人間としての尊厳を守り、一人一人の人格を尊重します。</p> <p>②自立した生活といつまでも発達することを援助します。</p> <p>③健康で、快適にそして生き甲斐をもって暮らせるように援助します。</p> <p>④より豊かな生活を追求するため、利用者、家族、職員、地域の人々と一体となった運営をします。</p> <p>⑤利用者の豊かな生活の保障である職員の資質向上を目指します。</p>

4. 施設の概要

開設年月日	平成20年 2月 1日
建物の構造	鉄筋コンクリート造 地上2階、地下1階建
建物の延床面積	1,271.41㎡
利用定員	20名

5. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では個室、以下の設備をご用意しています。

ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に添えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室数	備考
個室	20室	各ユニット10室ずつ
共同生活室		各ユニット
浴室	3室	個浴、機械浴、特殊浴槽
洗面設備		各個室に設置

※上記は厚生労働省が定める基準により、地域密着型介護老人福祉施設に必置が義務付けられている施設・設備です。

6. 職員の配置状況

〈主な職員の配置状況〉

職種	職員数	常勤換算	
1. 施設長 (管理者)	1名	0.2名以上	
2. 介護職員	19名	13.0名以上	7名非常勤
3. 生活相談員	4名	1.0名以上	
4. 看護職員	2名	1.25名以上	*兼務
5. 機能訓練指導員	1名	0.15名以上	*兼務
6. 介護支援専門員	2名	0.2名以上	
7. 医師	1名	0.05名	
8. 管理栄養士	1名	0.2名	*本体施設との兼務
9. 調理員	5名	2.64名	

*職員数の () 内は非常勤数を再掲しています。

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 医師	金 14:30～16:30
2. 介護職員	早出 7:00～16:00
	日勤 9:00～18:00
	遅出 13:00～22:00
	夜勤 22:00～7:00
3. 看護職員	日勤 9:00～18:00
4. 生活相談員	日勤 8:30～17:30
	9:00～18:00
5. 介護支援専門員	日勤 8:30～17:30
6. 管理栄養士	週2日 8:30～12:30 (本体施設と兼務)

7. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 当施設が提供する基準介護サービス

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常9割が介護保険から給付されます。

サービスの種別	内 容
食事	<p>食事時間 朝食 7:30～ 昼食 12:00～ 夕食 18:00～ (尚、ご契約者のご希望や生活に合わせて、食事時間を変更することができます)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当施設では、栄養士(管理栄養士)の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。 ・ご契約者の自立支援のため可能な限り離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。食事の場所は、ご契約者のご希望を尊重します
入浴	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴または清拭を週2回以上行います。 ・機械浴槽を使用して入浴することもできます。
排泄	<ul style="list-style-type: none"> ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・医師や看護職員が、健康管理を行います。
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・心身状況をふまえ、日常生活を送る上で必要な生活機能の改善または、維持またはその減退を防止するための訓練を行います。 (本体施設の機能訓練士の指導・助言のもと、介護職員が行います)
その他自立への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

〈サービス利用料金〉

各利用料金は「別表 料金表」に定めます。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) (1) 以外のサービス

以下のサービスは、希望に応じて利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

サービスの種別	内 容	利用料金
特別な食事	ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。(酒を含みます)	実費をご負担頂きます
理髪・美容	月に1回、理美容師の出張による理美容サービス(散髪、顔そり、洗髪、パーマ等)をご利用いただけます。	実費をご負担いただきます。
金銭等の管理	ご契約者の希望により、金銭管理サービスをご利用いただけます。詳細は別に定める管理委任契約書により行うものとします。	別途契約書の通り費用をご負担いただきます。
レクリエーション・クラブ活動	ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。	材料費等の実費をいただきます。
行事	施設全体で行う行事およびレクリエーションがあります。参加されるか否かは任意です。	別表の通りです。
日常生活品の購入	個人専用の日用品(歯ブラシ、歯磨き粉、化粧品、クリーニング代等)や嗜好品(煙草、個人用お菓子、喫茶代等)の購入の代行をさせていただきます。おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。	実費をご負担いただきます。
複写物の交付	ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できます。希望により複写物を交付することもできます。	1枚につき10円
外出	ご契約者の希望による外出を援助します。別表に定める「外出規定」に基づき対応いたします。	別表の通り実費をご負担いただきます。
残置物の処分	退所時に、残置物の処分を事業者へ依頼することができます。	別表の通り実費をご負担いただきます。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)及び(2)の料金・費用は、サービスの利用終了後に1ヶ月毎に請求します。毎月、15日頃までに前月分の請求をいたしますので、以下の方法によりお支払いください。なお、入金確認後、領収書を発行いたします。(引き落としで支払いの場合、翌月の請求書の裏面が領収書となる場合があります。)

- ① 事業所に直接お支払い。(28日までにお支払いください)
- ② 下記指定口座からの自動引き落とし(手数料は法人負担)
 - ・ゆうちょ銀行のいずれかの、ご指定の口座から引き落としいたします
引落日、毎月28日(土日祝の場合は翌営業日)
 - ・京都銀行、京都中央信用金庫、JAのいずれかの、ご指定の口座から引き落としいたします
引落日、毎月25日(土日祝の場合は翌営業日)
- ③ 郵便振替で送金(28日までにお支払いください)
 - 下記の郵便振替口座にてご送金ください
口座番号 01020-9-82287
口座名称 社会福祉法人七野会

(4) 入所中の医療の提供について

原谷こぶしの里診療所医師による定期的な診察を行います。診療所医師以外で治療が必要となった場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。

(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。)

また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

尚、医療保険適用により別途自己負担が必要です。

①協力医療機関

医療機関の名称	医療法人 相馬病院
所在地	京都市上京区御前通今小路下ル南馬喰町911番地
電話番号	075-463-4301
診療科	内科、外科、整形外科他

医療機関の名称	京都保健会 上京診療所
所在地	京都市上京区千本通上立売上る作庵町504
電話番号	075-432-1261
診療科	内科、外科、整形外科他

医療機関の名称	京都民医連中央病院
所在地	京都市右京区太秦土本町2番1
電話番号	075-861-2220
診療科	内科、外科、整形外科他

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	紫野協立診療所歯科
---------	-----------

所在地	京都市北区紫野西野町60-5
電話番号	075-411-2801

(5) ターミナルケアについて

ご契約者が、最期まで尊厳を保ち、可能な限り安楽で安らかな終末を迎えられるよう支援します。
ご契約者本人の意思、並びにご家族の意向を最大限に尊重してケアを行ないます。

8. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

以下のような事由がない限り、当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めません。

- ①要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合。
- ②ご契約者から退所の申し出があった場合。（詳細は以下をご参照下さい。）
- ③事業者から退所の申し出を行った場合。（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの退所の申し出（契約解除）

契約の有効期間であっても、ご契約者からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出下さい。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合。
- ②施設の運営規程の変更に同意できない場合。
- ③ご契約者が入院された場合。
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合。
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合。
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ②ご契約者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく6カ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合。
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者またはサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ④ご契約者が連続して3ヶ月を越えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合。

(3) 契約者が病院などに入院された場合の対応について

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

①検査入院等、短期入院の場合

1ヶ月につき8日間以内（連続して7泊、複数の月にまたがる場合は12泊）の短期入院の場合は、退院後再び施設に入所することができます。

但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

1日あたり 1割負担 286円 2割負担 571円 3割負担 856円

②上記期間を超えて3ヶ月以内の入院の場合

契約者が病院又は診療所に入院した場合、3ヶ月以内に退院すれば、退院後も再び施設に入所できるものとします。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時に施設の受け入れ準備が整っていない時には、同法人の老人短期入所施設をご利用いただく場合があります。

③3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。

ただし、契約が解除された後であっても状態が改善し再び当施設に入所が可能となった場合には、別に定める「こぶしの里サテライト今宮の優先入所の基準」に基づき再入所を検討するものとします。

<入院期間中の利用料金>

上記、入院期間中の利用料金については、介護保険から給付される費用の一部をご負担いただくものです。なお、ご契約者が外泊、入院されても、ご契約者のために居室を確保している場合には所定の居住費をご負担いただきます。

(4) 円滑な退所のための援助

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、おかれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設などの紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

9. 身元引受人

事業者は、契約者に対し、身元引受人を求めることがあります。但し、契約者に身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではありません。

(1) 身元引受人は、この契約に基づく契約者の事業者に対する一切の債務につき、契約者と連帯して履行の責任を負います。

(2) 前項の身元引受人の負担は、極度額50万円を限度とします。

(3) 身元引受人は、前項及び前々項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

一 契約者が疾病などにより医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように事

業者に協力すること

- 二 契約解除又は契約終了の場合、事業者と連携して契約者の状態に見合った適切な受け入れ先の確保に努めること
- 三 契約者が死亡した場合の必要な処置
- 四 契約終了後、当施設に残された所持品（残置物）の引取
※入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

10. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

受付日時・時間は特に定めませんが、ご面会の時や電話等でご相談下さい。不在時は、担当者よりご連絡いたします。また、ご意見箱等での受付もいたしておりますのでご利用下さい。

- 苦情受付窓口 (担当者) 津田 哲兵
[職名] 特養副主任
- 苦情解決責任者 (担当者) 服部 裕美
[職名] 施設長
- 電話番号 (075) 494-2870

(2) 運営法人における苦情処理第三者委員による苦情の受付

第三者委員

小川 栄二 (元立命館大学教授)

藤松 素子 (佛教大学教授) 電話 075-491-2141 (佛教大学)

原田 眞美 (認知症の人と家族の会京都府支部世話人)

電話 050-5358-6577 (認知症の人と家族の会京都府支部)

(3) 行政機関その他の苦情受付

名 称	電 話	名 称	電 話
京都市北区役所 保健福祉センター健康長寿推進課	075-432-1366	京都市上京区役所 保健福祉センター健康長寿推進課	075-441-5106
京都市左京区役所 保健福祉センター健康長寿推進課	075-702-1071	京都市中京区役所 保健福祉センター健康長寿推進課	075-812-2566
京都市東山区役所 保健福祉センター健康長寿推進課	075-561-9187	京都市山科区役所 保健福祉センター健康長寿推進課	075-592-3290
京都市下京区役所 保健福祉センター健康長寿推進課	075-371-7228	京都市南区役所 保健福祉センター健康長寿推進課	075-681-3296
京都市右京区役所 保健福祉センター健康長寿推進課	075-861-1430	京北出張所福祉担当	075-852-1815
京都市西京区役所 保健福祉センター健康長寿推進課	075-381-7638	洛西支所 保健福祉センター健康長寿推進課	075-332-9274
京都市伏見区役所 保健福祉センター健康長寿推進課	075-611-2278	深草支所 保健福祉センター健康長寿推進課	075-642-3603

醍醐支所 保健福祉センター 健康長寿推進課	075-571-6471	国民健康保険団体連合会	075-354-9090
京都府社会福祉協議会内（京 都府福祉サービス運営適正化 委員会）	075-252-2152		

1 1. サービス提供中の事故発生時の対応について

- サービス提供中に事故等が発生した場合には、別途の「緊急時及び事故対応マニュアル」に沿って対応いたします。その際に、利用者およびご家族の安全と権利を守るよう努力すると共に、可能な限り事前に利用者およびご家族の納得、ご了解が得られるようにいたします。
- 事業所は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。
- サービス提供中に事故等が発生した場合には、速やかに京都市へ報告いたします。

1 2. 第三者評価実施状況

第三者評価受診 有

実施日 令和6年 3月 12日

評価機関 特定非営利活動法人 京都福祉ネットワーク「一期一会」

令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行い
交付しました。

特別養護老人ホーム こぶしの里サテライト今宮

説明者 職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開
始に同意し、受領しました。また、サービス担当者会議等において利用者及び家族の必要な個人情
報の提供についても同意しました。また、緊急の医療上の必要性がある場合には医療機関等に情報
を提供することについても同意しました。

契約者

住所

氏名

印

署名代行者

住所

氏名

印

契約者との関係 ()

<重要事項説明書付属文書>

1. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する。「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。

①当施設の介護支援専門員（ケアマネジャー）に施設サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。



②その担当者は施設サービス計画の原案について、ご契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。



③施設サービス計画は、6ヶ月に1回、または要介護認定の更新や要介護状態区分の変更の認定を受けた場合、もしくはご契約者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご契約者及びその家族等と協議して、施設サービス計画を変更します。



④施設サービス計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容をお知らせいたします。

2. サービス提供における事業者の義務

当施設は、ご契約者に対して、サービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮いたします。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご契約者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ⑤ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑥ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、ご契約者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。この場合でも契約者の家族に報告し、必要に応じて情報の開示に努めるものとします。
- ⑦事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療期間等にご契約者の心身等の情報を提供します。また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

3. 施設利用の留意事項

当施設のご利用に当たって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 面会

面会時間 9：00～21：00

※来訪者は、事前にご連絡をお願いいたします。また面会簿にご記入して下さい。

※当施設の駐車スペースに限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用下さい。

(3) 外出、外泊

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までにお申し出であった場合には7（1）に定める「食事に係る自費負担額」は減免されます。

(5) 施設・設備の使用上の注意

①居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

②故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

③ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることが出来るものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

④当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことは出来ません。

(6) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

4. 損害賠償について

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を補償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。